



宮 崎 県 公 報

令和5年7月6日(木曜日) 第421号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始……………(“) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2

公 告

- 宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(蛸・鱸・敷纏課) 2
- 青少年自然の家の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(こども家庭課) 3
- 宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 4
- 宮崎県諸県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(森林経営課) 5
- 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理

頁

者の指定の申請の手続の公表……………(森林経営課) 6

○宮崎県林業技術センター(森の科学館、研修寮、森林植物園、体験の森及び親水広場)に限る。

)の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(“) 7

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 7

○宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(企業振興課) 8

○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 9

○公共測量の実施の通知……………(管理課) 9

企業局公営企業告示

○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………9

病院局公告

○入札公告……………10

正 誤

○令和5年6月15日付け県公報(第415号)中……………11

告 示

宮崎県告示第 515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	219号	宮崎市大字広原字柳370番1地先から同市同大字字向後769番1地先まで	旧	8.5～11.0	255.2
				新	8.5～26.5	255.2

宮崎県告示第 516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月6日から同年同月20日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
17	県道	南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字入野字前田2854番1地先から同郡同町同大字同字2874番3地先まで	旧	11.6～19.1	357.5
				新	11.1～17.4	357.5

宮崎県告示第 517号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年7月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 酒谷字種子 田乙1853番 1地先から 同市同大字 同字乙1864 番1地先ま で	令和5年7月6日

宮崎県告示第 518号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 小内海地区

(1) 区域の表示

標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と標柱6号を平成15年3月31日宮崎県告示第151号で指定した同号1に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱6号と標柱7号を結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字内海字園田7466番1
2	〃 〃 〃 7466番1
3	〃 〃 〃 7464番1
4	〃 〃 〃 7471番1
5	〃 〃 〃 7471番1
6	〃 〃 〃 7466番1
7	〃 〃 〃 7466番1

宮崎県告示第 519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 2023- 1	株式会社 マエムラ 代表取締役 役前村幸 夫	西都市大字右松字 芻田2918番2	4.02	23.34	令和5 年6月 21日

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
(1) 名称 宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 宮崎市宮田町3番46号

(3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するための施設。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) センターの利用に関する業務

(2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務

(3) 施設の維持及び保全に関する業務

(4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則（平成13年宮崎県規則第71号）第9条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に

規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年宮崎県条例第9号）の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること。

(2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040

(2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和5年7月27日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条の規定により、宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家並びに宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う青少年自然の家の名称、所在地及び設置目的

次に掲げる青少年自然の家の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県青島青少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動及び集団宿泊生活を通じて、規律・協同・友愛・奉仕の精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的とする。
宮崎県むかばき青少年自然の家	延岡市行藤町 760番3	
宮崎県御池青少年自然の家	都城市夏尾町5988番30	
宮崎県青島少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	
宮崎県むかばき少年自然の家	延岡市行藤町 760番3	
宮崎県御池少年自然の家	都城市夏尾町5988番30	

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 青少年自然の家の利用に関する業務
- (2) 青少年自然の家の利用料金に関する業務
- (3) 青少年自然の家の維持及び保全に関する業務
- (4) 青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務
- (5) 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務
- (6) 利用者の安全の確保に関する業務
- (7) その他施設運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び青少年自然の家管理規則（平成17年宮崎県規則第85号）第14条並びに教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4及び少年自然の家管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第26号）第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 運営に関する基本方針が示され、青少年自然の家管理規則及び少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること。
- (5) 地域経済への配慮、環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組、障がい者雇用等に対する団体としての取組が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県青少年自然の家指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県青少年自然の家指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭・青少年健全育成担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7041
- (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和5年8月1日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭・青少年健全育成担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
- (2) 所在地 児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
- (3) 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 県民を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理規則（平成20年宮崎県規則第35号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。

ア 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対

する指導や助言、説明等を適切に実施するための、森林インストラクター、樹木医、ネイチャーゲームインストラクター等のいずれかの資格を有する者又は指定期間の始期までに取得できる者を確保すること。

イ 施設内の森林、歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事する者が、刈払機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等の受講者又は指定期間の始期までに受講する者であること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県川南遊学の森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課林政計画担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7153
- (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和5年8月8日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部環境森林課林政計画担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- (2) 所在地 宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
- (3) 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められ

るときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（平成17年宮崎県規則第84号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環

境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部森林経営課森林管理推進室森林管理推進担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160
- (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和5年8月8日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県環境森林部森林経営課森林管理推進室森林管理推進担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- (2) 所在地 小林市細野字山中之前5739番地14
- (3) 設置目的 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設
- 2 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。
- ア 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的に適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。
- イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部森林経営課森林管理推進室森林管理推進担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160
- (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和5年8月8日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時

15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部森林経営課森林管理推進室森林管理推進担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県林業技術センター（森の科学館、研修寮、森林植物園、体験の森及び親水広場に限る。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 宮崎県林業技術センター（森の科学館、研修寮、森林植物園、体験の森及び親水広場に限る。以下「森とのふれあい施設」という。）

(2) 所在地 東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1

(3) 設置目的 林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) 施設の利用に関する業務

(2) 施設の維持及び保全に関する業務

(3) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県林業技術センター管理規則（平成4年宮崎県規則第9号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は

禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 「宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画の内容が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有する者であること。

(5) 地域への貢献等が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後、県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7154

イ 宮崎県林業技術センター管理・林業大学校研修課 東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1 郵便番号 883-1101 電話番号0982 (66) 2888

(2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和5年8月8日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ日向亀崎店 日向市亀崎西2丁目69番1 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 令和5年3月8日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和5年7月6日から令和5年8月7日まで</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。 令和5年7月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的 (1) 名称 宮崎県機械技術センター(以下「センター」という。)</p> <p>(2) 所在地 延岡市大武町39番地82</p> <p>(3) 設置目的 センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、機械設備の利用及び機械金属工業に係る知識及び技術の修得等、各種支援を行う施設である。</p> <p>2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務 (1) 機械設備の利用に関する業務 (2) 施設(附属設備を含む。)及び機械設備の維持及び保全に関する業務 (3) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務 (4) 研究開発・新技術導入促進に関する業務 (5) 材料試験及び検査測定に関する業務 (6) 使用料及び手数料の徴収に関する業務 (7) (1)から(6)までの業務に付随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県機械技術センター管理規則(平成17年宮崎県規則第77号)第13条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格 (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。</p>	<p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 宮崎県から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準 (1) 住民の平等な利用が確保されること。 (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。 (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。 (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等に配慮したものであること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県機械技術センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間 (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部企業振興課技術支援担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7114 (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間 (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。 (2) 提出期間 令和5年8月7日から令和5年9月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県商工観光労働部企業振興課技術支援担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p>
---	---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 勉	北諸県郡三股町大字蓼池 347番地 6
理 事	田 上 富 雄	北諸県郡三股町大字蓼池1304番地 1
理 事	田 口 正一郎	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地 イ号
理 事	重 久 邦 仁	北諸県郡三股町大字蓼池1345番地
理 事	田 口 達 久	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地
理 事	今 村 比呂志	北諸県郡三股町大字蓼池 948番地 1
理 事	立 山 護	北諸県郡三股町大字餅原 957番地 2
理 事	下 沖 静 雄	北諸県郡三股町大字蓼池 632番地 8
理 事	馬 渡 広 二	都城市郡元町2720番地 1
理 事	今 村 興 一	都城市神之山町1978番地 2
監 事	竹 田 辰 文	北諸県郡三股町大字蓼池 678番地 3
監 事	下 村 勉	北諸県郡三股町大字蓼池1300番地 3
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

(任期：令和9年6月11日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 勉	北諸県郡三股町大字蓼池 347番地 6

理 事	田 上 富 雄	北諸県郡三股町大字蓼池1304番地 1
理 事	田 口 正一郎	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地 イ号
理 事	重 久 邦 仁	北諸県郡三股町大字蓼池1345番地
理 事	田 口 達 久	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地
理 事	田 中 昭 夫	北諸県郡三股町大字蓼池1475番地
理 事	下 沖 静 雄	北諸県郡三股町大字蓼池 632番地 8
理 事	立 山 護	北諸県郡三股町大字餅原 957番地 2
理 事	黒 木 守 春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地 1
理 事	今 村 興 一	都城市神之山町1978番地 2
監 事	竹 田 辰 文	北諸県郡三股町大字蓼池 678番地 3
監 事	下 村 勉	北諸県郡三股町大字蓼池1300番地 3
監 事	西 田 保 子	北諸県郡三股町大字蓼池1475番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（4級基準点測量、現地測量、数値図化レベル1000）
- 作業地域
宮崎県西臼杵郡高千穂町、日之影町、延岡市北方町
- 作業期間
令和5年6月19日から令和5年11月30日まで

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第2号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）第12条第2項の規定により、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

- 指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地
- (3) 設置目的 県民の福祉の増進と地域の振興
- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 施設の利用に関する業務
 - (2) 施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
 - (3) その他施設の運営に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例第14条及び宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程（平成17年企業局企業管理規程第16号）第12条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

企業局長は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る選定基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

- 提出された指定管理者指定申請書及び一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後企業局が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県企業局総務課経営企画室 宮崎市旭1丁目2番2号 郵便番号 880-0803 電話番号0985 (26) 9766
 - (2) 配布期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 提出期間 令和5年8月1日から令和5年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県企業局総務課経営企画室 宮崎市旭1丁目2番2号 郵便番号 880-0803 電話番号0985 (26) 9766
 - 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年7月6日

県立延岡病院長 寺 尾 公 成

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 脳波ファイリング装置一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、資格基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和5年8月10日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望するものは、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

申請書の配布及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

- 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

(2) 期間 令和5年7月6日から令和5年8月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和5年7月6日から令和5年8月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和5年8月17日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

- 7 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階会議室（地域医療センター） 延岡市新小路2丁目1番地10

(2) 日時 令和5年8月18日午後1時30分

- 8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

- 9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

- 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: EEG filing equipment 1set

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 17 August, 2023

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

正 誤

令和5年6月15日付け県公報（第 415号）中

ページ	段	行	誤	正
12	右	6	211, 368人	211, 367人
12	右	21	33, 087人	33, 083人

--	--